

平成24年度予算編成方針

平成23年11月
北海道

基本的な考え方

道財政の立て直しに当たっては、平成20年2月に「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」を策定し、平成26年度までを推進期間として、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを計画的に進めてきた結果、収支不足額は、平成18年度をピークとして徐々に減少し、特例的な地方債を除く道債残高も着実に減少してきている。

しかしながら、世界的な経済危機や東日本大震災の発生など厳しい社会経済情勢を背景に、必要な施策はその水準を維持しつつ、新たな財政需要についても対応する必要があったことなどから、平成20年2月改訂時に見込んでいた平成23年度計画の姿と比べ、収支対策を実施してもなお調整を要する額が拡大した。

このような現状を踏まえ、平成24年度予算は、今後の収支対策を柱とした『「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」後半期の方向性』に沿って編成することとし、具体的には、収支不足額に対し、行政改革推進債や退職手当債を最大限活用するなど可能な限りの財政的調整を行った上で、なお不足する額について、歳出削減などに取り組むこととする。

また、施策の検討に当たっては、「平成24年度政策検討の基本方針」や「新生北海道戦略推進プラン」に沿って、道民ニーズを的確に把握した上で、施策の「選択と集中」を徹底するとともに、赤レンガ・チャレンジ事業の積極的な活用など、「知恵と工夫」を最大限に発揮し、限られた財源のより一層の重点的・効率的な活用を図ることとする。

予算編成の基本方針

1 基本的事項

平成24年度当初予算の編成は、『「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」後半期の方向性』に沿って、歳入・歳出全般にわたる見直しを一層強化することを基本とする。

なお、今後道税や地方交付税などの一般財源の動向如何では、予算編成段階で、枠配分の再調整や経費の再算定を行うことがあり得ること。

2 歳入に関する事項

歳入確保に最大限取り組むとともに、次の事項に特に留意すること。

- (1) 道税については、経済の動向を十分勘案し、税制改正による影響を的確に見込んだ上で積算するとともに、滞納繰越額を含む徴収対策を一層強化し、徴収率の向上など、収入額の確保に取り組むこと。
- (2) 国庫支出金については、現行制度により積算することとするが、国の動向に留意するとともに、超過負担の早期解消に向けて人員の配置や事業内容の徹底した見直しを図るなどその解消に最大限努めること。
また、国等からの受託事業については、その必要性を十分検討し、受託する事業にあっては職員費への更なる充当について要請すること。
- (3) 使用料及び手数料の見直しに当たっては、「使用料及び手数料の改定方針」に基づき、適正な公費負担と受益者負担の観点から、サービス提供原価をゼロベースから再精査した上で、受益者が負担すべき適正な単価を算定すること。
なお、基準見直しに伴い、道費負担の急激な増加となるものにあつては、激変緩和措置を別途検討する。
- (4) 財産収入については、時価を勘案の上、適切な対価により積算するとともに、低利用資産・未利用資産などの遊休資産や株式などについてはそのあり方を見直し、処分可能な財産については、積極的に売却処分を行うこと。
また、「北海道ファシリティマネジメント導入基本方針」を踏まえ、道有財産の有効活用の拡大について、検討すること。

(5) 各種受託事業収入については、職員費を含めた必要な経費を適切に見込み積算すること。

なお、受託に当たっては、道の施策や施設の設置目的等を十分考慮するとともに、収入額に見合った適切な人員配置とすること。

(6) その他の収入については、それぞれ前年度の実績、国の動向などを勘案し、的確に積算するとともに、更なる増収策を検討すること。

また、収入未済額が発生しているものは、貸付審査に係る基準の強化など滞納の未然防止を図ることはもとより、債権管理業務の一元化や回収業務の民間開放を積極的に進めるなど実効ある取組を早期に行い、その解消を図ること。

2 歳出に関する事項

次の事項に特に留意の上積算すること。

(1) 各種事業については、政策評価の結果を的確に予算要求に反映すること。

(2) 各種事務事業については、事務事業評価を踏まえた見直しを行い、民間開放や事務の簡素化・効率化に向けた取組を一層推進し、予算に反映させるとともに、これに対応した簡素で効率的・機動的な執行体制の構築に向け、組織機構及び職員配置について検討を行うこと。

(3) 国庫補助事業については、平成24年度の国費予算要望や国の動向に留意し、必要最小限のものについて積算すること。

また、既存の道単独施策についても、国庫補助制度の活用について検討すること。

(4) 債務負担行為は、将来において財政負担を伴うものであることから、事業内容や道の負担割合などを十分精査の上、必要最小限のものについて積算すること。

(5) 災害復旧事業及び災害関連事業については、過年発生分は年度割所要見込額を、現年発生分は過去における災害発生状況を勘案の上、進捗率30%で積算すること。

(6) 社会資本の整備に当たっては、財政負担の可能な範囲での事業実施を基本とし、「社会資本整備の重点化方針」に基づき、事業の緊急度や優先度を考慮した事業選択を行うとともに、本道の社会資本の整備水準や国及び市町村との役割分担を踏まえ、投資の重点化・効率化を一層進めること。

特に、開発公共事業については、当面、平成24年度の国費予算要望の範囲内で積算するとともに、施設等建設工事における営繕工事単価の見直しも含め、「公共工事コスト構造改善プログラム」の取組を徹底すること。

なお、国直轄事業に対する道負担金については、これまでの国の制度改正の動向等を踏まえ、適切に対応すること。

- (7) 義務的経費については、国の制度改正の動向に留意するとともに、過去における基準改定の状況や執行実績を踏まえ、必要な経費を適切に見込み積算すること。

なお、老人医療費及び介護保険給付に係る費用の適正化を図ること。

- (8) 事務的経費や庁舎等維持費の内部管理経費については、事務改善に関するガイドラインの取組の推進を更に進めるとともに、環境管理システムの取組の推進や業務の集約・一元化などにより、徹底した経費の節減に取り組むこと。

特に、清掃、警備等の委託業務については、委託業務水準の引き下げなどの見直しを行うとともに、入札方法の改善や、入札実績を踏まえた積算を行うことなどにより、徹底した経費の縮減を図ること。

- (9) 人件費については、給与に関する制度改正などを踏まえるとともに、組織機構の見直しに対応した職員数に基づき、必要な経費を適切に見込み積算すること。

なお、非常勤職員や臨時職員については、必要性や業務内容を十分検討し、必要最小限の任用とすること。

3 特別会計等に関する事項

採算性の確保や官民の役割分担、道自らが実施することの必要性といった視点から事業を検証した上で、経営健全化計画を策定している会計にあっては計画の着実な推進を図るとともに、そうした計画を持たない会計にあっては収支改善に向けた方策を抜本的に検討し、一般会計負担の軽減を図ること。

予算要求枠

現時点において、開発公共事業費、災害復旧事業費、人件費、義務的経費などを除き、当面、一般財源ベースで次に掲げる額を配分することを基本とする。

なお、各部局においては、業務内容や既存事業に抜本的な見直しを加え、財源を緊急性や優先度の高い施策に重点的・効率的に配分し、その成果を予算編成に的確に反映させること。

1 一般施策事業・庁舎等維持費

平成23年度2定現計予算から、臨時的経費及び各部局の24年度削減目標額を減じた額に新たな行政需要に対処するための施策展開等に必要な経費として加算した額を各部局に配分する。(別に指示する。)

各部局は配分された一般財源の範囲内で、自主的に予算編成できるものとし、総務部は、予算編成過程において予算科目などについて確認を行う。

なお、制度改正を伴う事業など別に指定する事業については、必要に応じて事業内容等の調整を行う。

2 特対・関連単独事業

『「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」後半期の方向性』を踏まえ、別に指示する。

3 施設等建設事業

『「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」後半期の方向性』及び「北海道ファシリティマネジメント導入基本方針」を踏まえ、既存施設の長寿命化を図るなど、設備投資の最小化に向けて予め全庁的な調整を行った上で所要額を配分する。(別に指示する。)